

第1号様式

主要事業の進行状況報告書

令和元年9月30日

| 78 | 建設局 | 無電柱化の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|-----------|---------|------------|-----------|---------|----|-------|-----|----|---------------|-----|-----|----|----|-------|-----|----|----|-------|-----|----|
| 事業概要 | <p>無電柱化は、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図ることを目的とした事業である。</p> <p>既設の都道における無電柱化とともに、都道の新設・拡幅にあわせて無電柱化を進めている。</p> <p>また、面的な広がりを持った無電柱化の推進に向け、区市町村道の無電柱化事業に対する補助制度を拡充し、都道と連携して区市町村の無電柱化を進めている。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| これまでの経過 | <ul style="list-style-type: none"> 無電柱化は、昭和61年度から事業を進めており、事業の実施にあたっては、都が直接実施する他に、一部事業を(公財)東京都道路整備保全公社に委託するとともに、電線管理者の既存管路等を活用した委託も進めている。 平成29年9月に無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進することを目的とした「東京都無電柱化推進条例」が、都道府県で初めて施行された。 あわせて、都が管理する都道及び指定区間外国道を対象とし、道路法第37条第1項の規定により電柱の新設を禁止した。 本条例に基づき、今後10年間の方針や目標を定めた「東京都無電柱化計画」を平成30年3月に策定した。本計画では、都道の重点整備地域をセンター・コア・エリアから環状七号線の内側エリアまで拡大し、対象路線全線で事業着手するとともに、第一次緊急輸送道路と災害拠点病院等を結ぶ都道を新たに重点整備路線に位置づけるなど、一層の防災性の向上を図っていくことを定めた。 区市町村道の無電柱化事業促進のため、平成20年度より区市町村補助制度を創設し工事費等の財政支援とともに、実物大モデルを活用した実践的な研修等の技術支援も行っている。また、平成29年度から新たに「無電柱化チャレンジ支援事業制度」を創設し、無電柱化推進計画の策定や、低コスト手法の導入に取り組む区市町村への支援を拡充した。 平成29年度から引き続き、11月10日の「無電柱化の日」に合わせて、知事も参加する啓発イベントを開催し、広く都民に無電柱化の意義や効果をPRした。 無電柱化のコスト縮減に向けて、電力事業者や通信企業者等と検討会を設置し、電線共同溝の材料の見直しなど技術的な検討を進め、平成30年4月に技術基準である「東京都電線共同溝整備マニュアル」を改定した。 <p>○都道における無電柱化の整備状況（平成30年度末現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>整備対象延長(km)</th> <th>整備済延長(km)</th> <th>地中化率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区部</td> <td>1,288</td> <td>759</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>うちセンター・コア・エリア</td> <td>536</td> <td>519</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>多摩</td> <td>1,040</td> <td>195</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>2,328</td> <td>954</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table> | | | 整備対象延長(km) | 整備済延長(km) | 地中化率(%) | 区部 | 1,288 | 759 | 59 | うちセンター・コア・エリア | 536 | 519 | 97 | 多摩 | 1,040 | 195 | 19 | 全体 | 2,328 | 954 | 41 |
| | 整備対象延長(km) | 整備済延長(km) | 地中化率(%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区部 | 1,288 | 759 | 59 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| うちセンター・コア・エリア | 536 | 519 | 97 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 多摩 | 1,040 | 195 | 19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全体 | 2,328 | 954 | 41 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現在の進行状況 | <p>センター・コア・エリア内の都市計画幅員で完成している都道の無電柱化の完了を目指すとともに、震災対策上、重要な位置付けにある第一次緊急輸送道路及び主要駅周辺などの幹線道路において整備を進めている。</p> <p>○ 令和元年度事業 環状七号線や鎌倉街道など（約47km） 区市町村補助（22区20市）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------|---|-----------------|-----------------|
| 今後の見通し | <ul style="list-style-type: none"> 平成 31 年 3 月に東京都無電柱化計画や国の計画を踏まえ、現行の整備計画である「東京都無電柱化推進計画（第 7 期）」を改定（2 年延伸）し、令和 2 年度までに無電柱化を進める道路や区市町村が行う無電柱化を促進していくための取組などを示した。今後は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会までにセンター・コア・エリア内の都市計画幅員で完成した都道の無電柱化を完了させるとともに、周辺区部や多摩地域において、都市防災機能の強化に寄与する緊急輸送道路等の路線を重点的に整備していく。これに加えて環状七号線の内側エリアの路線や区市町村庁舎や災害拠点病院を結ぶ路線などで整備を進めていく。 区市町村への支援では、平成 29 年度より運用を開始した「無電柱化チャレンジ支援事業制度」について、多くの区市から令和元年度の事業に対する要望があり、38 区市へ支援を行っていく。あわせて、区市町村が設置する技術検討会に職員が参加する等、技術支援を強化していくことで区市町村の無電柱化を一層促進していく。さらに、令和元年度からは頻発する自然災害への備えとして、「防災に寄与する路線（防災緊急パッケージ）」の補助率を拡充し、10 区市に対して支援を行っていく。 都道や道幅の狭い道路における無電柱化の更なるコスト縮減に向けて、電力事業者や通信企業者等との検討会において、材料の低コスト化や電線共同溝のコンパクト化などについて引き続き検討を進め、都道だけでなく区市町村道についても整備への活用を図っていく。 台風などが多く襲来する島しょ部においては、電力需要や通信需要が都市部と比べて低く、気象・地質状況なども異なることから、地域特性に応じた無電柱化の整備手法を検討し、モデル路線での整備を進めていく。 無電柱化の重要性について、都民に理解と関心を深めてもらえるよう、SNS やデジタルサイネージなど様々な媒体を活用するとともに、イベントなどを通して、無電柱化の意義や効果を積極的に発信していく。さらに、無電柱化の事業箇所においても、工事の手順や事業完了後の街並みを示した PR 看板を設置するなど、事業の必要性や効果を広く都民へ訴えていくことで、理解と協力を得ながら事業を推進していく。 | | |
| | 問い合わせ先 | 建設局 道路管理部 安全施設課 | 電話 03-5320-5305 |